

10月15日(日) きよせ市民まつり 2017

出店者・出演者を募集

きよせ市民まつり実行委員会では10月15日(日)に、けやき通り(清瀬駅北口から志木街道まで)で「きよせ市民まつり2017」を開催します。清瀬の一大イベントに、あなたも参加してみませんか?  
問合せ 企画課市民協働係 ☎042・497・1803



緑日・即売出店者、キッチンカー出店参加者

◆緑日・即売出店者

**資格** 次のいずれかに該当する団体など。①市内の商店会または業種組合の団体②清瀬商工会の会員となっている店舗などの事業所③清瀬市内に在住する方、または所在する市民団体など④実行委員会が、特別に出店参加を要請する団体

**条件** ①まつりの演出に協力すること②出店の権利を他の方に委譲または委任しないこと③食品販売の方はリサイクル可能な容器または可燃性容器を使用すること④全ての出店者は店の前に分別のごみ箱を設置し、会場内のごみは全て出店者が持ち帰ること⑤ノーレジ袋・マイバッグ運動に協力すること⑥その他実行委員会の定める出店要領を守って出店すること

**出店時間** 午前9時45分～午後4時30分

**参加料** 2.7m×3.6mのテント1張りセット26,000円(机と椅子それぞれ2台含む)、それ以外は別途費用負担が必要になります。

※申込み時点では出店は確定されません。出店許容数を超える場合は、8月18日(金)午前10時から清瀬商工会で抽選を行い、結果を連絡します。(8月17日(木)までに抽選を実施する旨の連絡が無い場合は出店確定となります。出店参加料は出店説明会時にお支払いください)

※食品を取り扱う出店者は、「臨時出店者が出店する場合には」(東京都福祉保健局)に準拠し、「行事における臨時出店届」(2部)を提出してください(いずれも申込用紙と一緒に配布します)。取り扱い品目は、事前に保健所の検査があるため、9月8日(金)以降は変更できません。まつり当日には、保健所が取り扱い品目や設備などを検査します。詳しくは「出店要領」をご覧ください。

◆キッチンカー出店参加者

**資格・条件・出店時間** 緑日・即売出店者と同様。先着2台。1事業者1車両1小間。(1小間=間口5m奥行3m)

**参加料** 1小間26,000円(出店参加料は出店説明会時にお支払いください)。別途電源が必要な場合は1口5,000円(1口最大1400wまで)  
※詳しくは「キッチンカー出店要領」をご覧ください。

ステージ出演者・フリーマーケット参加者

◆ステージ出演者

**出演資格** 市内在住・在勤・在学者で構成する4人以上の団体・グループ。営利を目的とする出演や特定の宗教及び政治団体の活動、宣伝またはそれらを連想させる出演、公序良俗に反する出演をすることはできません。内容が不適切と認められる場合は、出演をお断りする場合があります。

**募集団体数** 各ステージ 8団体予定(応募団体多数の場合抽選)

**出演時間** 1団体につき30分以内予定(入退場含む)

**出演場所** けやき通り屋外特設ステージ及び清瀬けやきホールステージ

**参加料** 清瀬けやきホール6,000円、路上ステージ7,000円(代表者説明会時にお支払いください)

※出演時間の指定や参加団体間での時間調整はできません。また、同一団体が両会場へ申込みすることはできません。

※詳しくは「市民企画のステージ参加申込要領」をご覧ください。

◆フリーマーケット参加者

**資格** 市内在住・在勤の方、市内の市民団体、実行委員会が特別に認める方。先着9店

**条件** ①食品の販売や業者の出店は不可②出店の権利を他の方に委譲または委任しないこと③1団体1区画に限定④ノーレジ袋・マイバッグ運動に協力すること⑤食品・薬・生き物・危険物や青少年に悪影響のあるものなどを取り扱わないこと⑥その他実行委員会の定める出店要領を守って出店すること

**出店時間** 午前9時45分～午後4時30分

**場所** 清瀬けやきホールセミナーハウス

**参加料** 3,500円(代表者説明会時にお支払いください)

**禁止事項** フリーマーケットにおいては、市販の玩具及び市販品を装飾し、手作り品として販売する行為を禁止します。

※詳しくは「フリーマーケット参加申込要領」をご覧ください。

申込み

いずれも8月1日(キッチンカー出店は8月7日)から16日までの平日午前10時から午後4時までに、清瀬商工会・市役所企画課・清瀬けやきホール・各地域市民センター・中央図書館にある申込用紙に必要事項を記入し(キッチンカー出店は「東京都内で有効の自動車販売に関する許可書」「販売者の車検証」の写しを添付)、直接きよせ市民まつり実行委員会事務局(清瀬商工会内)・永須 ☎042・491・6648へ

蚊が媒介する感染症にご注意ください

蚊が媒介する主な感染症は、イエカによる日本脳炎、ヤブカによるデング熱、ジカウイルス感染症、ハマダラカによるマラリアがあり、いずれもウイルスを持った蚊に吸血されることで発症する恐れがあります。

海外では蚊が媒介する感染症が依然として続いており、毎年多くの感染者が発症しています。近年ではアフリカ、中央・南アメリカだけでなく、ベトナムやタイなどの東南アジアでの感染も確認されました。そして、日本に帰国する旅行者や訪日外国人、物資によって感染流行地域から日本への病原体の侵入が懸念されています。このため、蚊に刺されないための対策が必要になります。

蚊の活動期間は概ね5月中旬～11月までです。朝夕に多く活動し、特に気温が25～30℃の時に活発になります。外出の際は肌の露出の少ないものにしましょう。また、虫よけなどの使用も推奨されています。

蚊の幼虫は鉢の水受け皿、古タイヤなどに溜まった水から発生します。水が溜まらないよう、不要なものは撤去し、古タイヤなどの水が抜けにくいものには、砂を入れて水たまりができないようにしましょう。

このように、蚊は身近な場所で発生しますので、一時的な対策ではなく、継続的な対策を行きましょう。

問合せ 健康推進課母子保健係 ☎042・497・2077

募集 ホームビジター養成講座受講生

6歳以下の子どもがいる家庭を対象とした「家庭訪問型子育て支援」事業の担い手となるホームビジター(家庭に訪問する子育て経験のあるボランティア)を養成する講座の受講生を募集します。

**対象** 子育ての経験・関心のある方。受講後に訪問活動に携わっていただける方

**日時・内容** 下表のとおり

**申込み・問合せ** 子ども家庭支援センター、NPO法人子育てネットワーク・ピッコロ事務所などにある申込用紙(市ホームページからもダウンロード可)に必要事項を記入し、直接窓口またはファクスで、NPO法人子育てネットワーク・ピッコロ ☎042・444・4533 ☎042・444・4546へ

日時	時間	講座内容	場所	
9月20日(水)	午前	・オリエンテーション	児童センター	
	午後	・ホームビジターの内容と意義		
9月27日(水)	午前	・家庭とは何か、親とは何か		
	午後	・家庭で活動する上でのポイント		
10月4日(水)	午前	・子どもの理解		消費生活センター
	午後	・問題や悩みのある家庭への理解		
10月10日(火)	午前	・傾聴の意義と方法		
	午後	・地域連携のために		
10月18日(水)	午前	・ホームビジターの実務		
	午後	・家庭の中で活動する		
10月25日(水)	午前	・振り返り	市役所	
	午後	・オーガナイザーとの意見交換 ・修了テスト		
10月31日(火)	午前	・ランチ交流	ピッコロ事務所	
	午後	・修了式		
未定	未定	・個人面談		

※午前=午前9時30分～午後0時30分  
午後=午後1時30分～4時30分

募集 2017きよせ親善大使

親善大使は、市民まつりや都内各地のイベントで清瀬市に関するPR活動を行い、市の知名度向上や農産物・商工業製品の販売促進に活躍し、来年のきよせ市民まつりの企画・立案にも参加していただきます。

**対象** 市内在住・在勤の方だけでなく、近隣市在住の方など清瀬を愛する方で、平成29年10月1日時点で満20歳以上の方であればどなたでも応募可能(モデルなどの専属契約がある方は除く)

**任期** 原則、今年のきよせ市民まつり開催日から翌年のきよせ市民まつりまでの1年間

**主な活動実績** FM西東京(ラジオ)、J:COM(ケーブルテレビ)でのPR活動、清瀬市成人記念式典、清瀬消防署イベントなど多数の事業に参加

**申込み・問合せ** 8月25日(消印有効)までに清瀬商工会・市役所企画課で配布の応募用紙(清瀬商工会ホームページからもダウンロード可)に必要事項を記入し、写真を貼付して、直接または郵送で〒204-0022松山2-6-23 清瀬商工会「きよせ親善大使イベント事務局」☎042・491・6648へ。(提出した書類、写真は返却不可)

セントラルスポーツ株式会社と災害時における帰宅困難者支援等に関する協定を締結

7月7日に市とセントラルスポーツ株式会社セントラルウェルネス清瀬は「災害時における帰宅困難者支援等に関する協定」を締結しました。

この協定は、セントラルウェルネス清瀬が災害時などに帰宅困難者の支援などのために市と連携し、一時滞在施設として協力するものです。

問合せ 防災防犯課防災係 ☎042・497・1847

